

紙おむつ等定額利用サービス受注候補者選定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市保育所条例（昭和33年伊勢原市条例第67号）第2条に規定する伊勢原市高部屋愛育保育園で実施する紙おむつ等定額利用サービスの受注候補者を選定するために紙おむつ等定額利用サービス受注候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置するとともに、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 受注候補者を選定するための評価項目、評価基準及び参加条件の設定に関すること。
- (2) 提案者から提出された企画提案書の評価に関すること。
- (3) 評価結果の報告及び受注候補者の選定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めること。

(構成)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 選定委員会に委員長を置き、保育所管部長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議において必要と認められる場合は、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員及び前条第3項の規定に基づき出席を求めた者は、選定委員会の会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議の非公開)

第6条 選定委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、保育所管課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	人数
保育所管部長	1
保育所管課長	1
高部屋愛育保育園長	1